

日本福音ルーテル教会  
東教区墓地管理運営規則

第 1 条

日本福音ルーテル教会東教区は、所属する教会員とその親族のために、東教区が管理する以下の墓地を設置する。

1. 小平墓地 東京都東村山市萩山 1-16-1 小平霊園第 23 区 29 側 4 番
2. 我孫子墓地 千葉県柏市鷲野谷 355-2 ラザロ霊園 D-17
3. 仙台墓地 仙台市青葉区郷六字大森 2 の 1 みやぎ霊園内
4. 横浜墓地 横浜市緑区長津田町 4212 番地 環境霊園横浜みどりの里内

第 2 条

東教区常議員会は前条四墓地に対し、担当常議員を置いて全体を統括し、会計は東教区会計が統括責任を持つ。

第 3 条 東教区墓地委員会

四墓地の管理運営のため、日本福音ルーテル教会東教区常議員会は東教区墓地委員会（以下墓地委員会と称す）を設置する。

1. 委員会 委員会は、各墓地の運営委員長及び教区担当常議員他若干名を加えた委員で構成する。
2. 役員 委員会は、委員長・書記・会計を選出し、東教区常議員会の承認を得る。
3. 任期 委員の任期は 2 年とし、再任をさまたげない。

第 4 条 委員会の任務

墓地の管理運営が適正に行われるために配慮し、必要な実務を行う。

1. 委員長 毎年文書をもって墓地運営状況を委員会に報告し、その報告を東教区常議員会ならびに東教区総会に提出する。
2. 書記 必要文書を作成し、納骨予約簿、納骨簿、その他を保管する。
3. 会計 1) 毎年文書をもって決算報告を作成し、東教区常議員会及び東教区総会に報告する。  
2) 委員会の諸経費は東教区総会において承認された予算の中から支出する。  
3) 会計年度は暦年とする。

第 5 条 墓地運営委員会

各墓地に運営委員会を設置しそれぞれの墓地を管理運営し、納骨式、春季、秋季墓前礼拝その他を執行する。

1. 委員会は若干名の委員によって構成され、委員長を置く。
2. 運営委員会の費用は、別途定める。
3. 委員の任期は 2 年とし、再任をさまたげない。

第 6 条 墓地使用者

以下の各号に該当する者は、納骨予約または納骨ができるものとする。

1. 東教区内の教会に所属する教会員
2. かつて東教区内の教会に所属する教会員であった者
3. 本条1、2の教会員の親族
4. 特別の事由により墓地委員会の承認を得た者

#### 第 7 条 墓地取得に関する費用

納骨予約及び納骨を希望するときは、墓地委員会の許可を得て以下の費用を納入する。

1. 納骨予約費 一体につき 150,000 円 予約時に納入する。
2. その他実費

#### 第 8 条 墓地管理費

墓地委員会は墓地の管理を円滑に行う為、納骨予約者並びに納骨委託者より年間 2,000 円の管理費を徴収する。

2. 徴収は郵便振替で行い、墓地購入の翌年度よりこれを徴収する。
3. 永代管理費はこれを一体につき 100,000 円とする。
4. 永代管理費は納骨の時点からのみ有効とする。

#### 第 9 条 納骨及び改葬

納骨を希望するときは、あらかじめ納骨願いを墓地委員会に提出し、墓地運営委員、もしくは、所属教会牧師の立ち会いのもとに納骨をしなければならない。

2. 納骨予約者が墓地の使用を必要としなくなった場合には、直ちにその旨を墓地委員会に申し出るとともに、墓地使用承諾書を返却しなければならない。また、納骨委託者が自己の都合により納骨を東教区が管理する墓地以外に移す場合は、所定の改葬願を墓地委員会に提出しなければならない。

但しこの場合、権利を他に譲渡することはできない。また、既納の費用は一切返却しない。

3. 東教区四墓地の納骨予約者、また納骨委託者が他の東教区墓所への改葬を希望するときは、墓地委員会の許可を得てこれを行うことができる。

但しこの場合改葬等に必要な費用は、納骨予約者また納骨委託者が負担する。

#### 第 10 条 合葬

墓地委員会は、納骨後 50 年を経たものを合葬することができる。

1. 墓地委員会は、第 8 条の墓地管理費を 10 年間滞り、遺族との連絡がとれない時、その遺骨の取り扱いは墓地委員会が決定できる。
2. 墓地委員会は、納骨委託者が希望するときは、合葬することができる。その際委託者は、墓地管理費として一体につき 20,000 円を前納しなければならない。

#### 第 11 条 墓前礼拝及び記念会

毎年定期的に行う墓前礼拝は墓地委員会主催で行うこととする。その費用は墓地委員会会計より支出する。

1. 東教区内の教会は、納骨委託者の願いにより墓前において記念会を行うことができる。但し、この

場合の費用は各個教会もしくは委託者の負担とする。

2. 前項の記念会等のため納骨堂開扉の必要が生じた場合は、運営委員会の承認を得なければならない。

## 第 12 条 墓所前における儀式

墓所前における儀式については、これを日本福音ルーテル教会本来の慣行に従って実施するものとし、納骨委託者の中でこの儀式を肯じえないときは、委員会は墓所の使用权を解除することができる。

## 第 13 条 規則の改正

本規則の改正は、東教区常議員会がこれを行い、東教区定期総会で承認を得るものとする。

付則

1) 当規則は1991年4月1日から発効する。

但し新設の仙台並びに我孫子墓地については、墓所完成時から本規則を適用する。

2) 本規則の改正(第6条3、第8条2)については、2001年1月1日より施行する。(2000年3月20日東教区総会決議)

3) 本規則の改正(第3条1、2、3、第5条(追加条項)、以下、条項1条ずつ繰り下がる。第7条1、2、第8条(追加条項)、以下、条項1条繰り下がる。第10条1、2、第13条(追加条項))については、2008年4月1日より施行する。(2008年3月20日東教区総会決議)

4) 本規則の改正(第1条4、第2条、第3条、第7条1、第8条4、第9条3)については、2009年7月1日より施行する。(2009年3月20日東教区総会決議)

5) 本規則の改正(第7条、第8条、第10条)については2015年4月より施行する。(2015年3月21日東教区総会決議)

6) 本規則の改正(第10条1項)については2015年9月より施行する。(2015年3月21日東教区総会決議)